徳島市立地適正化計画の改定について

令和5年11月9日 徳島市

目次

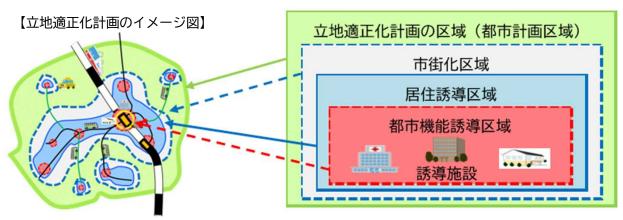
1.	立地適正化計画の概要・・・・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	立地適正化計画改定のポイント	~	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3.	第2章 現状と将来見通しにお	ける	訓	夏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4.	第3章 立地適正化に関する基準	本的	りなり	与針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5.	第4章 居住促進区域・・・・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
6.	第5章 都市機能誘導区域 •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
7.	第6章 まちづくり施策・・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
8.	第7章 防災指針・・・・・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
9.	第8章 評価方法及び進行管理		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
10.	第9章 届出制度 ・・・・・	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31

2014年8月、都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化され、これにより、都市計画法を中心とした従来の土地利用規制に加え、居住や都市機能の誘導と公共交通の連携による集約型都市構造の形成に向けた取組を推進することが可能となりました。

本市においても、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、2019年3月に徳島市立地適正化計画を策定しました。

本計画においては、概ね20年後の2040年度(令和22年度)を目標年次とします。

【徳島市立地適正化計画策定(2019年3月)】



徳島市 立地適正化計画 中東31年3月 株成計

出典:立地適正化計画作成の手引き(2023年3月)

計画策定 計画公表 計画期間 (22年間) 目標年次 2018年度 2019年度 改定 (2023年度) 2040年度

2. 立地適正化計画改定のポイント

改定のポイント① 本計画の調査、分析及び評価による見直しの検討

都市再生特別措置法において、立地適正化計画を作成した場合、おおむね5年ごとに、 施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある と認めるときは、立地適正化計画及びこれに関する都市計画を変更するものとされていま す。

改定のポイント② 防災指針の作成

2020年6月に都市再生特別措置法が改正され、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に「防災指針」の作成が位置づけられました。

2. 立地適正化計画改定のポイント

各章における改定のポイントは以下のとおりです。

章項目		概要		改定のポイント	
第1章	立地適正化計画の 目的と位置づけ	・立地適正化計画の背景及び目的と 位置づけの整理		-	
第2章	現状と将来見通しに おける課題	・本市の現状とまちづくり施策の 取組状況、課題の整理	1	本市の現状とまちづくり施策の取組状況を更 新し、得られる課題を再整理	
第3章 立地適正化に関する 基本的な方針		・まちづくりの理念及び方針の設定・まちづくりにおける防災上の対応	1	上位計画の改定などを踏まえ、基本的な方針 を設定	
		方針の設定 ・目指すべき都市の骨格構造の設定		防災上の対応方針を追加	
第4章	居住促進区域	・居住促進区域の設定	1 2	本市の現状及び防災上の対応方針を踏まえ、 区域を設定	
第5章	都市機能誘導区域	・都市機能誘導区域の設定 ・誘導施設の選定と立地状況の整理	1	社会情勢の変化や誘導施設の立地状況を踏ま え、区域及び誘導施設を設定	
第6章	まちづくり施策	・まちづくり方針に対応するまち づくり施策の設定	1	現在の取組状況を踏まえ、まちづくり施策を 設定	
第7章	防災指針 【新たに追加】	・徳島市、各地域が抱える防災上 の課題の整理 ・課題に対する取組方針及び具体的 な取組の設定 ・防災指針における目標値の設定	2	防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組む ことを目的とし、章を追加	
第8章	評価方法及び進行 管理	・評価指標及び目標値の設定 ・計画の進行管理について	1	評価指標における現状値を追加	
第9章	届出制度	・届出対象行為について	-		

3. 第2章 現状と将来見通しにおける課題

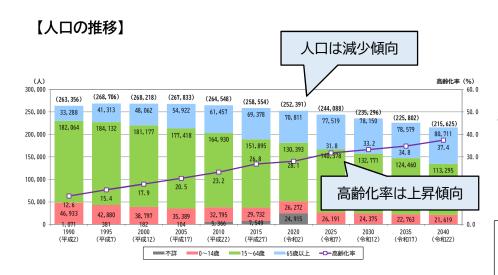
素案P.6

1 徳島市の現状

人口の推移・総人口の増減図

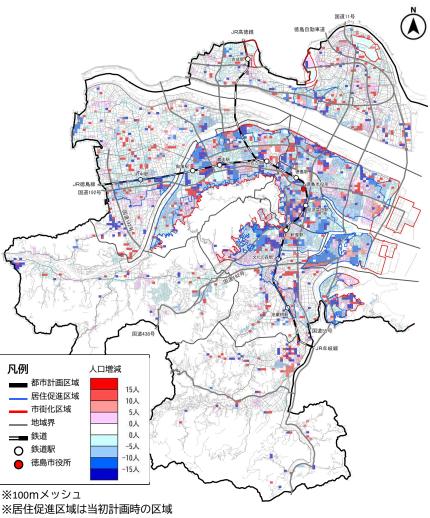
「人口の推移」を見ると、人口は減少してお り、高齢化率は上昇傾向にあります。

「総人口の増減図」を見ると、居住促進区域内外にかかわらず人口増減しています。



出典:総務省「国勢調査」(1990年から2020年) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(都道府県・市区町村)」 (2018年推計)

【総人口の増減図(2015年(平成27年)⇒2020年(令和2年))】



3. 第2章 現状と将来見通しにおける課題

素案P.30

2 徳島市の現状とまちづくり施策の取組状況

現 状

【人口】

- ・人口は減少しており、今後も減少すると予測
- ・中心部において高齢者人口の割合が高い
- ・高齢者世帯が増加傾向

【土地利用】

- ・空き家件数は増加傾向
- ・DID面積は拡大しているが人口密度は低下

【交通】

・新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道・バスの利用者 が大きく減少したが回復傾向

【経済活動(就業)】

- ・就業率は男女ともに増加傾向
- ・共働き世帯は全国平均を上回って増加

【健康】

- ・健康寿命ランキングは全国ワースト9位 (2019年(令和元年)男性)
- ・糖尿病粗死亡率は全国ワースト13位 (2021年(令和3年)徳島県)

【財政(公共施設)】

・2019年度(令和元年度)時点で約7割の公共施設が築30年以上 経過

【災害】

・防災上の課題については、「第7章 防災指針 2 本市が抱える防災上の課題」(素案P.70)に示す

【市民意識】

・「県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流(にぎわい)を創出するまち」に全く当てはまらないと感じる人が多い (5割以上)

まちづくり施策の取組状況

【居住促進区域内の人口密度】

・検討、計画段階の取組がある中、2020年(令和2年)時点で当年の目標推移を上回っている

【居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員】 【居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員】

- ・各種取組により目標以上で推移していたが、新型コロナウイル ス感染症の影響により大きく減少
- ・2022年(令和4年)は回復傾向

【中心商店街の歩行者通行量】

- ・各種取組により目標以上で推移していたが、新型コロナウイル ス感染症の影響により大きく減少
- ・2022年(令和4年)は回復傾向

【日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合】

・日常生活の中で気軽に運動に取り組める環境の形成に取り組ん でいるが、当初計画策定時から概ね横ばい傾向

【出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合】

・各種取組を進めているが、2022年(令和4年)時点で当初計画 策定時の値を下回っている

期待される効果

【徳島市に住み続けたいと思う市民の割合】

・調査年によってばらつきはあるものの、8割程度を維持

4. 第3章 立地適正化に関する基本的な方針

素案P.31

1 まちづくりの理念

計画におけるまちづくりの理念を以下のとおり定めます。

活力ある笑顔がおどる 「育・職・住」 近接の安心まちづくり

中心部と周辺地域が利便性の高い公共交通でつながり、それぞれの地域において、 充実した医療、福祉、商業などの生活サービスを享受できる、誰もが安心して暮ら せる集約型都市構造の構築を目指します。

4. 第3章 立地適正化に関する基本的な方針

2 まちづくりの方針

本市の課題を踏まえ、まちづくりの理念の実現に向けてまちづくりの方針を以下のとおり定めます。

徳島市の課題

- ・県の拠点都市にふさわしい都市機能の集積
- ・滞留や交流が生まれる公共空間の創出
- ・中心部への若い世代の居住促進
- ・持続可能なまちづくりを支える地域コミュニ ティの充実
- ・鉄道、路線バスなど、多様な公共交通の連携

徳島市の課題

- ・気軽に運動に取り組める環境・機会づくり
- ・過度に自動車に依存せず、徒歩や自転車で 生活できる環境づくり

徳島市の課題

- ・妊娠から学童期まで切れ目のない子育て支援
- ・多様な保育ニーズに対応した子育てと仕事を 両立できる環境づくり

方針 ①

県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流 (にぎわい)を創出するまちづくり

県の拠点都市に相応しい都市機能などの維持・誘導、駅前広場や 公共空間の整備の推進、公共交通結節点機能の強化などにより、 まちのにぎわいを創出し、交流人口や定住人口の増加を目指し ます。

方針 ②

市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

日常的に利用する施設や居住の誘導、公共交通の利便性の向上を図ることで、自動車に過度に頼らず、歩いて生活できる都市構造の構築を目指します。

また、気軽に運動に取り組める環境や高齢者が活躍できる場などを整備することで、誰もが生涯を通じて元気に活躍できるまちを目指します。

方針

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

教育・保育環境の充実を図り、働きながら子育てしやすい環境を目指します。

道路環境や居住環境の整備・改善により、子育て世代が安心して快適に暮らすことができる環境を目指します。



4. 第3章 立地適正化に関する基本的な方針

素案P.33

3 まちづくりにおける防災上の対応方針

本市が抱える防災上の課題を整理し、まちづくりにおける防災上の対応方針を以下のとおり定めます。

まちづくりにおける防災上の対応方針

徳島市が抱える防災上の課題

- ・市街地が吉野川の氾濫平野に形成され、既に都市機能や居住人口が集積しており、台風や 大雨を起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件
- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、 津波浸水想定区域は市街地の広範囲

総合的な防災・減災対策により、被害を最小限に抑える強靭なまちづくり

地域の災害特性を踏まえつつ、ハード・ソフト両面からの 総合的な防災・減災対策により、災害リスクの回避・低減を 図り、被害を最小限に抑えていきます。



5. 第4章 居住促進区域

素案P.36,37

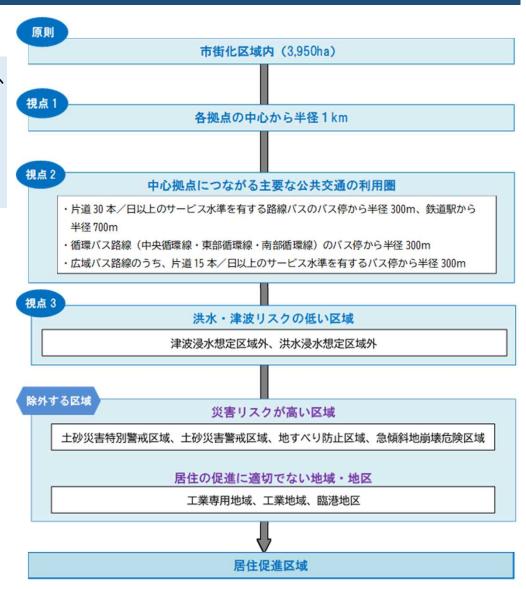
1 居住促進区域の設定

本市の現状及び防災上の対応方針を踏まえ、 区域の設定を行いました。

居住促進区域の設定にあたり、災害リスクについては特性を踏まえて対応しています。 (※次頁参照)

居住促進区域:

人口密度を維持することにより、生活 サービスやコミュニティが持続的に確 保されるようにするため、都市の居住 者の居住の誘導を図るべき区域



5. 第4章 居住促進区域

【居住促進区域の設定で検討すべき区域(災害リスク)】

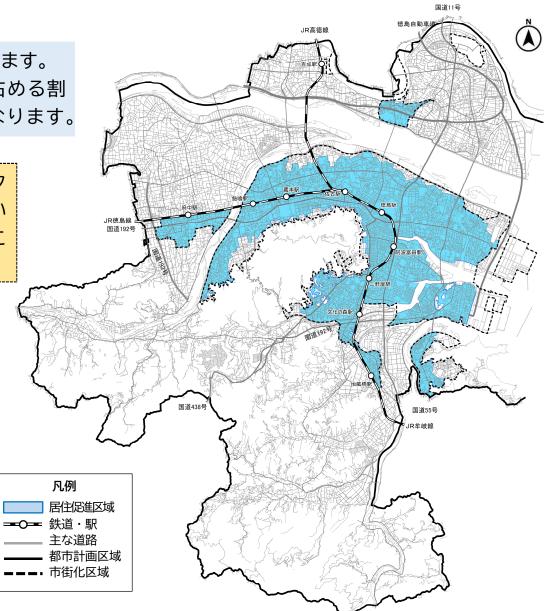
対象区域		都市計画運用指針に	++0+41
区分	災害リスクが高い区域	おける位置づけ	本市の方針
	土砂災害特別警戒区域	 居住促進区域に含まない (災害レッドゾーン)	
	地すべり防止区域	※住宅などの建築や開発 ・行為などに規制がある	▶ <u>居住促進区域から除外</u> します。
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	区域	
	土砂災害警戒区域	 警戒体制や防災・減災施	▶警戒体制の整備は進めていますが、地震やゲリラ豪雨などによる突発的な災害が発生した場合、事前の避難が間に合わない可能性があると考えられるため、居住促進区域から除外します。
津波	津波浸水想定区域	設の整備状況などを総合 的に勘案し、居住を誘導	
洋 拟	津波災害警戒区域	することが適当でないと 判断される場合は原則と	▶ 市街化区域においても大部分で津波や洪水による浸水が想定されていますが、これらの区域内には、すでに都市基盤が整備されていますが、これらの区域内には、するに都市基盤が整備されていますが、これらの区域内には、するでに都市基盤が整備されています。
	洪水浸水想定区域	して含まない (災害イエローゾーン) ※建築や開発行為などの 規制はなく、区域内の計	れ、一定規模の人口密度を有していることから、浸水想定区域 全てを居住促進区域から除外することは現実的ではありません。
洪水	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)		▶警戒体制や緊急避難場所の周知徹底、各地区ごとの避難計画の 作成と訓練の実施などを進めることにより、事前の避難が可能
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)	画避難体制の整備などが 求められる区域	であると考えられます。
高潮	高潮浸水想定区域		▶ そのため、居住促進区域から除外せず、人命を守るための避難 を軸とした防災対策を「第7章 防災指針」に位置づけます。
ため池	ため池浸水想定区域	_	
その他	大規模盛土造成地		▶ 大規模盛土造成地は、過去の地震では滑動崩落により多くの宅地被害が発生しました。しかし、地震発生時に必ずしも危険ということではないため、居住促進区域から除外せず、危険性の周知や安全性の確認を進めます。

素案P.43

1 居住促進区域の設定

居住促進区域を右図のとおり設定します。 市街化区域の面積(3,950ha)に占める割 合は約75%(総面積:2,973ha)となります。

居住促進区域から除外する災害リスク の高い区域に囲まれている区域につい ては、災害時に孤立する恐れがあるこ とから居住促進区域から除外します。



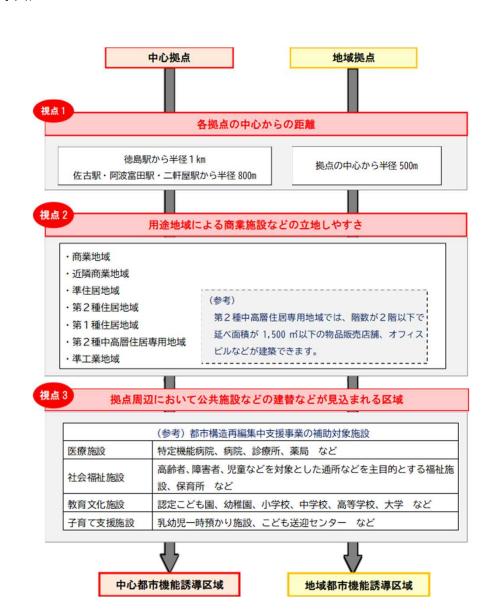
6. 第5章 都市機能誘導区域

1 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

社会情勢の変化や現在の誘導施設の 立地状況を踏まえ、区域及び誘導施設 の設定を行います。

都市機能誘導区域:

都市の居住者に対する生活サービス の効果的な提供を図るため、誘導施 設の立地の誘導を図るべき区域



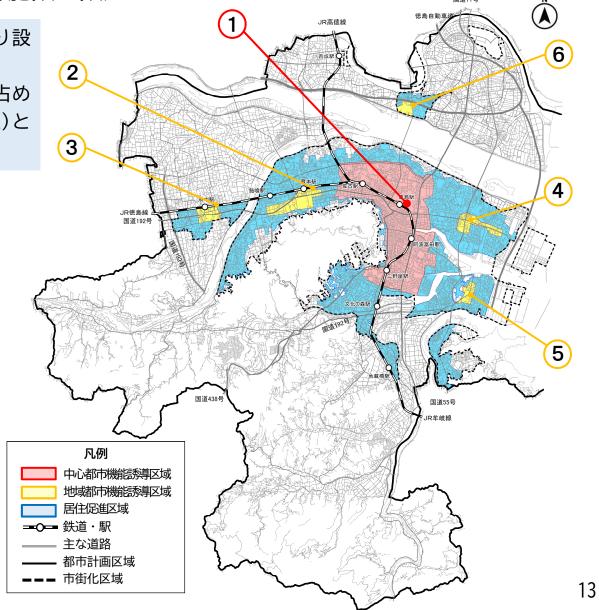
6. 第5章 都市機能誘導区域

素案P.47

1 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

都市機能誘導区域を右図のとおり設 定します。

市街化区域の面積(3,950ha)に占める割合は約25%(総面積:1,003ha)となります。



 居住促進区域

 都市機能誘導区域

 地域都市機能誘導区域

 2
 蔵本駅

 3
 府中駅

 4
 安宅・沖洲

 5
 津田

 6
 応神

6. 第5章 都市機能誘導区域

素案P.52

【誘導施設】

			地域都市機能誘導区域						
	誘導施設	中心都市機能 誘導区域	蔵本駅	府中駅	安宅・		応神		
医療	地域医療支援病院・特定機能病院	•	♦						
子育て	病児保育施設	•			•		♦		
支援	認定こども園	•	•	•	•	•	♦		
	大学	•	♦				♦		
	図書館	•							
教育・	博物館・美術館	•							
文化	文化ホール	•							
	スポーツ・運動施設	*	♦		•				
	生涯学習施設	*	♦	♦	0	0	♦		
商業	大型複合商業施設	•							
	スーパーマーケット	*	0	♦	•	♦	•		
	地域交流センター (主に地域住民が交流などを目的として活動を行う ための集会室などを有する施設) (コミュニティセンター)	•	•	•	0	0	0		
交流	にぎわい交流センター施設(多世代が利用でき、まちのにぎわいを 生み出す、文化、交流、健康、子育て支援、情報発信などの多様な 機能を持つ延べ面積が3,000㎡以上の複合施設)	•							
起業・ 創業	起業者育成支援施設(ベンチャー企業や起業家の育成、創業支援などの サポート機能を持つ施設)(独自設定)	•					•		

※赤字:都市構造再編集中支援事業の補助対象 ※●印:新たに誘導する施設

(他の補助金などの対象を除く) ◆印:維持・充実する施設

※青字:都市再生整備計画事業の補助対象(基幹事業) 〇印:都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設

(建替などの際に区域内への立地を誘導する施設)

7. 第6章 まちづくり施策

以下の施策を実施することで、それぞれの方針に掲げたまちづくりを推進します。

		県の拠点都市に相応しい都市 機能の集積	・広域的な利用がある都市機能の維持・誘導を図ります。
	施	公共交通の結節点機能の強化 及び利用促進	・県の玄関口として魅力ある空間形成を図ります。 ・鉄道、路線バスなどの公共交通結節点機能の強化や利用促進を図ります。
まちなか居住の促進・都市機能集積や利便性を生を促進します。			・都市機能集積や利便性を生かした、民間事業者によるまちなかにふさわしい住環境の整備 を促進します。
		にぎわいと魅力ある まちづくりの推進	・大学、民間企業などと連携し、地域の担い手となる若年層の確保、人材育成などに取り組むこととします。

方針② 市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

施	健やかなライフスタイル形成 の推進	・鉄道や路線バスなどの公共交通の利便性の向上を図るなど、徒歩や自転車で外出しやすい 環境を整備することで、自動車に過度に頼らない健やかで地球環境にやさしいライフスタ イルの形成を推進します。
策	誰もが活躍できる環境づくり の推進	・持続的なまちづくりを支えるため、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

方針③ | 子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

施	働きながら子育てができる環 境づくりの推進	・妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない子育て支援に向けて、特に、子育てと仕事の両立 が困難とされる乳幼児期の子育てを支える環境づくりを推進します。
策	子育て世代が安心して快適に 暮らせる環境づくりの推進	・子育て世代が安心して快適に子育て、生活できる道路環境や居住環境の整備を推進します。

素案P.65,66

1 防災指針の概要

(1) 防災指針作成の目的・位置づけ

立地適正化計画に基づくコンパクトで安全・安心なまちづくりの推進のため、防災・減災対策に計画 的かつ着実に取り組むことを目的とした防災指針を作成します。

防災指針は、市全域を対象とした防災関連の取組との整合・連携を図りつつ、居住促進区域及び都市機能誘導区域における居住機能や都市機能の維持・集約を図るための都市の防災に関する方針をまとめるものとします。

(2) 防災指針検討の流れ

①徳島市が抱える防災上の課題

- ●防災上の課題の整理(マクロ分析)^{※1}
- ●防災上の対応方針 ※素案(P.33)「第3章 3 まちづくりにおける防災上の対応方針」にて記載

②各地域の防災上の課題・取組方針・具体的な取組

- I.台風や大雨を起因とした災害に係る課題の整理(ミクロ分析)^{※2}・取組方針・具体的な取組
- Ⅱ. 地震を起因とした災害に係る課題の整理(ミクロ分析)*2・取組方針・具体的な取組

③防災指針における目標値

※1 マクロ分析:全市的な視点で、地形的特性(地域特性)や災害リスクの広がり方(災害特性)を定量・定性的に分析

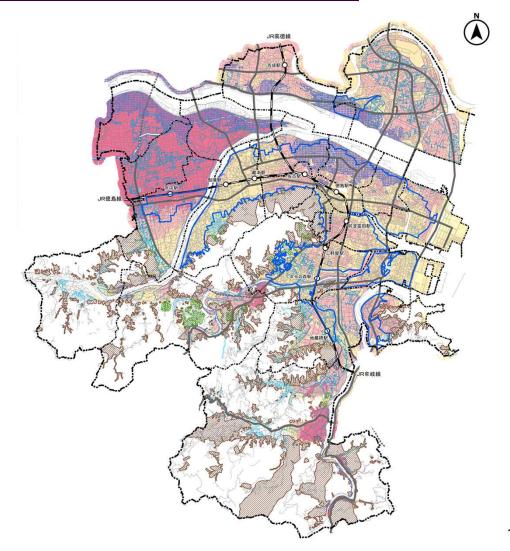
※2 ミクロ分析:まちの成り立ちや地域コミュニティ、河川の流域等を考慮し、市全域を地域・地区ごとに分割(23行政地区)し、 災害リスクを分析

2 徳島市が抱える防災上の課題【マクロ分析】

I. 台風や大雨を起因とした災害(洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)

地域特性として、市街地が吉野川の氾 濫平野に形成され、既に都市機能や居住人 口が集積しており、台風や大雨を起因とす る被害を完全に排除することは難しい地形 条件となっています。

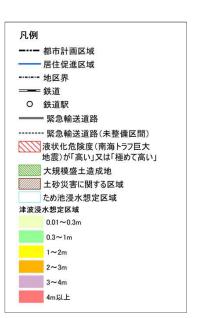


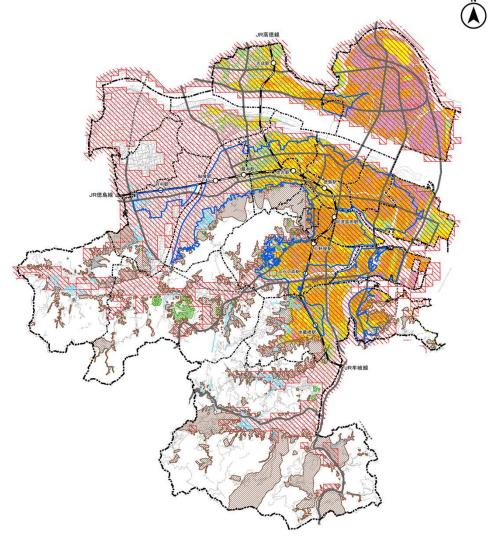


2 徳島市が抱える防災上の課題【マクロ分析】

Ⅱ. 地震を起因とした災害(地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)

南海トラフ巨大地震が発生した場合に、 市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、市街地の広範囲が津波浸水想定区 域となっています。





3 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】の分析項目及び分析の視点

【ミクロ分析の分析項目及び分析の視点】

	分析項目		间					
区分**1	災害 ハザード 区分**1 種別 情報 都市情報		都市情報	分析の視点				
		浸水深 (洪水・高潮)	建物階数・構造など	垂直避難は可能か? など 2階建て以下の建物での垂直避難が困難となる浸水深を3m以上とする(国土交通省「洪水浸水想 定区域図作成マニュアル(第4版)」を踏まえて設定)				
I	洪水	浸水 到達時間 (洪水)	緊急輸送道路 など	早期避難が必要か? 早期に浸水 ^{※2} する緊急輸送道路はないか? など ※2 破堤又は破堤の危険性の高まりから、住民避難の開始までに情報収集や避難準備などに1時間 程度必要とし、破堤後1時間以内の浸水を早期の浸水とする(徳島県(徳永雅彦氏)「洪水に対し て安全で迅速な住民避難行動を促進するための情報提供に関する研究」を踏まえて設定)				
	高潮	浸水継続 時間 (洪水・高潮)	建物階数・構造 など	長期に浸水 ^{※3} する建物はないか? 垂直避難による長期避難が難しい地域はないか? など ※3 人命救助のタイムリミットとされている浸水継続時間が72時間であることから、浸水継続時間 72時間以上の浸水を長期の浸水とする(内閣府「生死を分けるタイムリミット(みんなでつくる地 区防災計画)」を踏まえて設定)				
		家屋倒壊等 氾濫想定区域	緊急輸送道路 要配慮者利用施設 など	不通となるおそれのある道路はないか? など 氾濫流の区域に要配慮者利用施設はないか?				
I	土砂 災害	土砂災害に 関する区域	避難所 緊急輸送道路	周辺に避難所はあるか? 長期に不通となる道路や孤立する地域はないか? など				
П			旧耐震基準木造建築物 大規模盛土造成地 など	倒壊のおそれのある建物はどれくらいあるか? 宅地滑動崩落(盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする変動現象)の危険性がある、大規模 盛土造成地はあるか? など				
II	Ⅱ 液状化 液状化危険度 緊急輸送道路		緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか?				
П				構造被害が発生、流出する木造建築物はどれくらい分布しているか? 避難場所や津波避難ビルの徒歩圏外はないか? など				
I ため池 ため池浸水 II 氾濫 想定区域 II ため池浸水		緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか?					

19

素案P.66,67,82

4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組

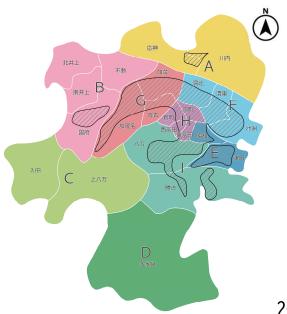
- 「Ⅰ. 台風や大雨を起因とした災害」及び「Ⅱ. 地震を起因とした災害」について、災害に係る課 題、取組方針及び具体的な取組を居住促進区域を有する地域ごとに整理します。(居住促進区域を 有しないC・D地域は参考として課題のみ記載します。)
- 取組方針については、「<u>災害リスクの低減</u>(ハード・ソフト両面から被害を軽減させるための取 組) I 又は「災害リスクの回避(災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取 組) I に分類して示します。
- 具体的な取組については、上位計画である「徳島市国土強靭化地域計画」との整合を図り、取組の 実施時期の目標は、短期(概ね5年以内)、中期(概ね10年以内)、長期(計画期間2040年度(令 和22年度)までの17年以内)に区分して整理します。

【取組の分類】

災害リスクの <mark>低減</mark>	 ハード、ソフト両面から被害 を軽減させるための取組
災害リスクの 回避	災害時に被害が発生しないよ うにする(回避する)ための 取組

【地域区分図】

地域	地区
A地域	川内、応神
B地域	国府、不動、北井上、南井上
C地域	入田、上八万 ※
D地域	多家良 ※
E地域	昭和、津田
F地域	渭北、渭東、沖洲
G地域	佐古、加茂、加茂名
H地域	内町、新町、東富田、西富田
I地域	八万、勝占



※居住促進区域を有しない地域

素案P.83

4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組

【取組方針の項目】

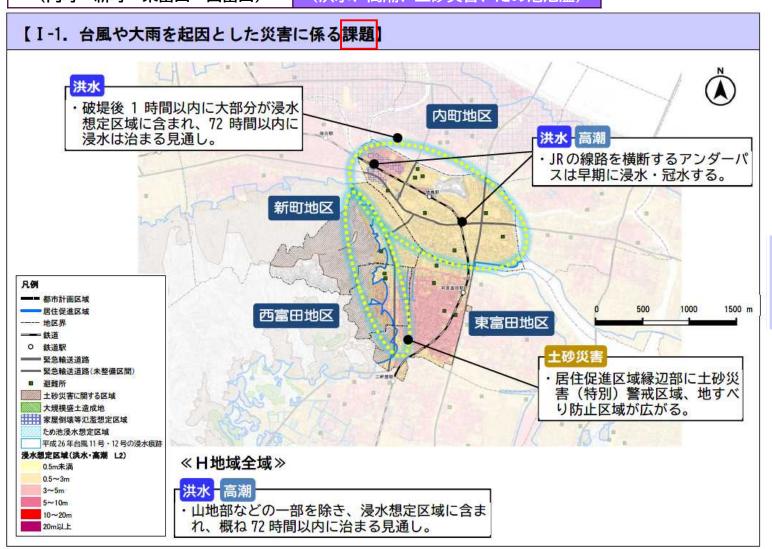
※1 施策Noは現在仮番号(第1期計画の番号を引継ぎのため欠番あり)を設定している。今後、第2期として新たに番号を割り振りする予定

※2 ④国・県・市の連携による流域治水の取組は各河川の流域治水プロジェクトから引用

取組方針	取組の分類	具体的な取組	引用 「徳島市国土強靭化地域 計画」施策No ^{※1}
① 避難行動の迅速化のための災害情報の 収集・発信	低減(ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保 災害用映像情報収集ネットワーク整備	49 205
② 地域の防災力・防災機能の強化	低減(ソフト)	避難支援マップの作成 地域防災力向上のための自主防災組織活動促進 防火・防災意識の普及啓発 応急手当の普及啓発 徳島市民総合防災訓練 防災サポーターの登録育成 老朽建築物の安全対策の促進	54 51 73 61 57 103 29
③ 避難環境の整備・充実	低減(ソフト)	住宅・建築物の耐震化促進等 福祉避難所の拡充 地区別津波避難計画の策定 地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進 災害種別図記号による避難場所標識板の設置	30 17 55 18 94 48
④ 国・県・市の連携による流域治水の取組	<mark>低蔵</mark> (ハード)	雨水貯留施設の整備 ^{※2} 排水機場・水路の整備 ^{※2} 河道掘削、堤防整備等(吉野川流域) ^{※2} 河道掘削、堤防整備等(勝浦川流域) ^{※2} 都市浸水対策	
⑤ 道路の防災機能強化	低減(ハード)	都市計画道路の整備(事業中のみ記載) 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化 無電柱化の促進	28 34 87
⑥ 下水道の防災性強化	<u>低減</u> (ハード)	下水道施設の災害対策・地震対策	39
⑦ 上水道の防災性強化	低減(ハード)	水道施設の耐震化	82
⑧ 防災拠点の整備・機能強化	低減(ハード)	徳島市危機管理センター(仮称)新築工事	98
⑨ リスク回避のための土地利用の推進	回避(ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」 における開発行為の原則禁止または厳格化	_

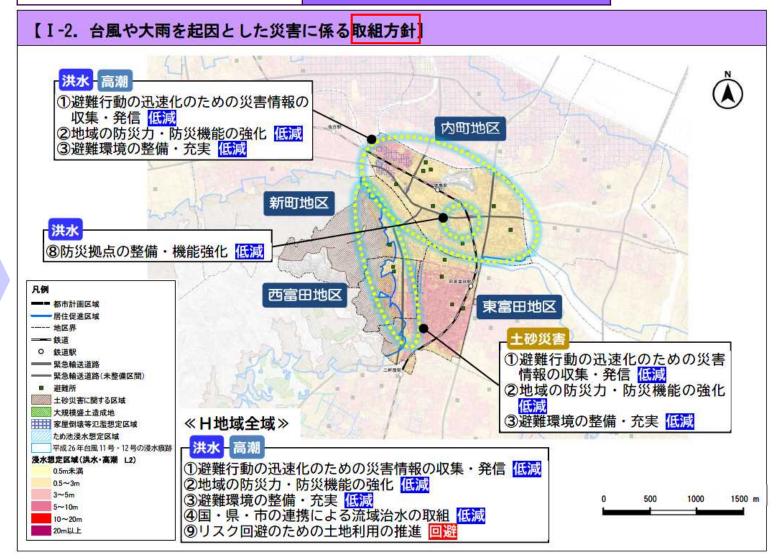
4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

H地域 (内町・新町・東富田・西富田) I. 台風や大雨を起因とした災害 (洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)



4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

H地域 (内町・新町・東富田・西富田) I. 台風や大雨を起因とした災害 (洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)



素案P.105

4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

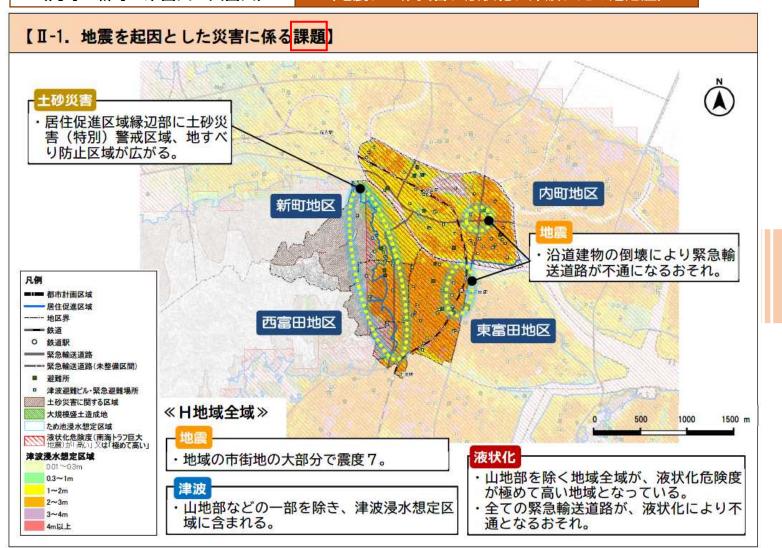
H地域 (内町・新町・東富田・西富田) I. 台風や大雨を起因とした災害 (洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)

【I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

	/rr>+}		実施	実施時期の目標				
取組方針	低減 /回避	具体的取組		短期	中期	長期		
	/ 凹姓		主体	(~5年)	(~10年)	(~17年)		
①避難行動の迅速化の	/rt >=\	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市			—		
ための災害情報の収	低減 (ソフト)	災害用映像情報収集ネットワーク整備	市					
集・発信		避難支援マップの作成	市					
		地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市					
	/T >=\	防火・防災意識の普及啓発	市			—		
②地域の防災力・防災 機能の強化	低減 (ソフト)	応急手当の普及啓発	市					
7成形リカ虫16		徳島市民総合防災訓練	市			—		
		防災サポーターの登録育成	市					
	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市			$\qquad \qquad \rightarrow$		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難	市					
③避難環境の整備・ 充実		計画作成の推進	П					
N X		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市					
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市					
④国・県・市の連携に	/T >=\	排水機場・水路の整備	市					
よる流域治水の取組	<u>低減</u> (ハード)	河道掘削、堤防整備等(吉野川流域)	国・県					
	(/ ()	都市浸水対策	市					
	低減	/+						
機能強化	(ハード)	徳島市危機管理センター(仮称)新築工事	市					
⑨リスク回避のための	回避	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」にお						
土地利用の推進		ける開発行為の原則禁止または厳格化	市			$\qquad \qquad \longrightarrow$		

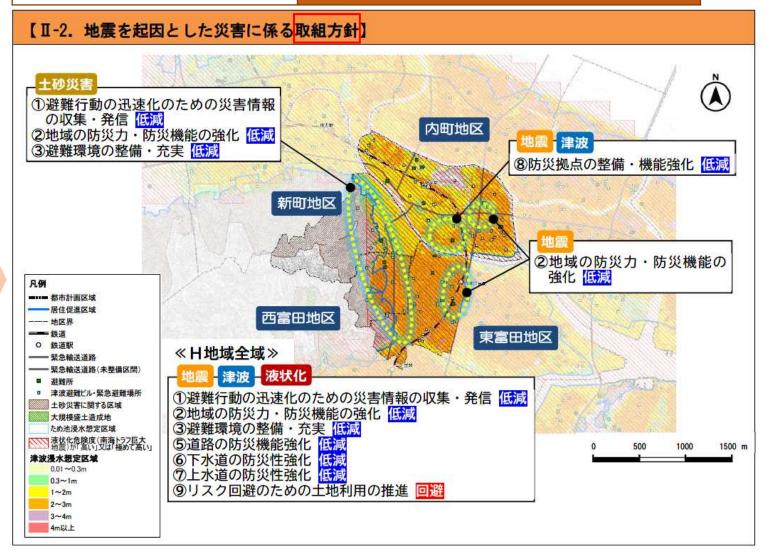
4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

H地域 (内町・新町・東富田・西富田) Ⅲ. 地震を起因とした災害 (地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)



4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

H地域 (内町・新町・東富田・西富田) Ⅱ. 地震を起因とした災害 (地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)



素案P.107

4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組(抜粋)

H地域 (内町・新町・東富田・西富田) Ⅲ. 地震を起因とした災害 (地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)

【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

【Ⅱ-3. 地震を起因と			-1-11	身	実施時期の目標			
取組方針	低減 /回避	具体的取組	実施 主体	短期 (~5年)	中期 (~10年)	長期 (~17年)		
①避難行動の迅速化の	任试	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市					
ための災害情報の収	<mark>低減</mark> (ソフト)	災害用映像情報収集ネットワーク整備	巿					
集・発信	(,,,	避難支援マップの作成支援	市					
		地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市					
		防火・防災意識の普及啓発	市					
②地域の防災力・防災	低減	応急手当の普及啓発	市 市					
機能の強化	<mark>低減</mark> (ソフト)	徳島市民総合防災訓練	市					
1%10000	())	防災サポーターの登録育成	市 市					
		老朽建築物の安全対策の促進	市					
		住宅・建築物の耐震化促進等	市					
		福祉避難所の拡充	市			$\qquad \qquad \rightarrow$		
		地区別津波避難計画の策定	市			\longrightarrow		
③避難環境の整備・ 充実	<mark>低減</mark> (ソフト)	地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画作 成の推進	市					
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市			——		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市					
©>¥□Ø Ø□+<< ₩ 4×34 //	低減	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市			\longrightarrow		
⑤道路の防災機能強化	(ハード)	無電柱化の促進	市					
⑥下水道の防災性強化	<u>低減</u> (ハード)	下水道施設の災害対策・地震対策	市					
⑦上水道の防災性強化	<mark>低減</mark> (ハード)	水道施設の耐震化	市					
⑧防災拠点の整備・機能 強化	<mark>低減</mark> (ハード)	徳島市危機管理センター(仮称)新築工事	市					
⑨リスク回避のための 土地利用の推進	<mark>回避</mark> (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」におけ る開発行為の原則禁止または厳格化	市			—		

素案P. 112, 113

4 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組

【具体的な取組の地域別一覧 ※居住促進区域を有さないC・D地域を除く】

	取組方針 No		① ②							3					4				⑤		6	7	8	9				
	取組の分類		(ソフト) 低減					(ソフト)						(ソフト)					(ハード)				(ハード)		(ハード)	<u>低源</u> (ハーエ)	<mark>低濾</mark> (ハード)	(ソフト)
	具体的な取組	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	災害用映像情報収集ネットワーク整備	避難支援マップの作成	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	防火・防災意識の普及啓発	応急手当の普及啓発	徳島市民総合防災訓練	防災サポーターの登録育成	老朽建築物の安全対策の促進	住宅・建築物の耐震化促進等	福祉避難所の拡充	地区別津波避難計画の策定	個別避難計画作成の推進地域への避難行動要支援者名簿の提供及び	作成促進年配原者利用施設における避難確保計画の	災害種別図記号による避難場所標識板の設置	雨水貯留施設の整備	排水機場・水路の整備	河道掘削、堤防整備等(吉野川流域)	河道掘削、堤防整備等(勝浦川流域)	都市浸水対策	都市計画道路の整備(事業中のみ記載)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	無電柱化の促進	下水道施設の災害対策・地震対策	水道施設の耐震化	徳島市危機管理センター(仮称)新築工事	おける開発行為の原則禁止または厳格化市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」に
	<u>A 地域</u> 川内、応神	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•				•					•
	国府、不動 北井上、南井上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•			•		•
住促	<u>E 地域</u> 昭和、津田	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•		•			
進区域を	<u>F地域</u> 渭北、渭東 沖洲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•
居住促進区域を含む地域	<u>G地域</u> 佐古、加茂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		•		•	•		•
	<u>H地域</u> 内町、新町 東富田、西富田	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•
	<u>I 地域</u> 八万、勝占	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•		•

素案P.116

5 防災指針における目標値

防災指針における具体的な取組の成果を評価するため、目標値を以下のとおり設定します。 目標年次は、上位計画である「徳島市国土強靭化地域計画」との整合を図り、2028年度(令和10年度)末とします。

取組方針	具体的な取組	指標	現状値 (2023年4月)	目標値 (2028年度末)
①避難行動の迅速化の ための災害情報の収 集・発信	避難支援マップ の作成	地震津波避難支援 マップ作成数 (全体30 地区)	23 地区	30 地区
②地域の防災力・防災 機能の強化	徳島市民 総合防災訓練	避難所運営訓練 実施地区数	8 地区	20 地区
④国・県・市の連携に よる流域治水の取組	都市浸水対策	都市浸水対策 整備面積	累計2459ha	累計2465ha

9. 第8章 評価方法及び進行管理

素案P.117~120

計画の達成状況を分析・評価し、施策などの必要性や妥当性を客観的かつ定量的に評価するため、評価指標及び目標値を設定します。また、これらの達成により期待される効果及び目標値も設定します。

(1)居住及び公共交通に関する評価指標

	評価指標	当初計画策定時	現状	目標
居住	 居住促進区域内の人口密度 	53.8人/ha (2015年)	53.7人/ha (2020年)	51.0人/ha (2040年)
公共交通	居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車 人員(9駅の合計)※吉成駅を除く。	11,674人 (2016年)	9,622人 (2022年)	11,674人以上 (2040年)
	居住促進区域内の循環バス路線の1日平 均輸送人員(中央循環線・東部循環 線・南部循環線の合計)	2,826人 (2016年)	2, 426人 (2022年)	2,826人以上 (2040年)

(2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標

	評価指標	当初計画策定時	現状	目標
方針①	中心商店街の歩行者通行量	16,343人	14,855人	16,343人以上
	(平日と休日の平均)	(2017年)	(2022年)	(2040年)
方針②	日常生活において、歩行・運動を1日	49.4%	48.1%	60.0%
	1時間以上実施する人の割合	(2017年)	(2021年)	(2040年)
方針③	出産や子育てがしやすいと感じる市民	56.6%	45.9%	80.0%
	の割合	(2018年)	(2022年)	(2040年)

(3)期待される効果

期待される効果	当初計画策定時	現状	目標
徳島市に住み続けたいと思う市民の割合	83.7%	83.5%	100%
	(2018年)	(2022年)	(2040年)

以下の行為に着手する30日前までに、本市に届出が必要となります。

■都市機能誘導区域に関する届出対象

都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 【開発行為以外】

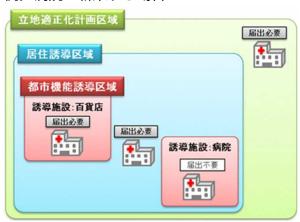
- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内で届出の対象となる行為

【休廃止】

誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

例)病院を新築する場合



■居住促進区域に関する届出対象

届出の対象となる行為

【開発行為】

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものの建築目的で行う開発行為

【建築等行為】

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など(①、②)とする場合

